○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字下真坂五の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡池田町片山字金地谷三〇二六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字尾又東平三八九九の二九、谷汲高科字瀬ケ谷八〇四の一九、八〇四の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町黒内字深ノ洞二一九七の一、字板取二一九八の一、二一九八の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市一之宮町字餅谷平栃洞六六四九の二、丹生川町森部字水谷一五八〇の一、一五八〇の七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百五十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の三第二項第一号の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月四日

国土交通大臣　金子　一義

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあっては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。

一　かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター　令第百二十九条の六第二号、第三号及び第五号、第百二十九条の七、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の九並びに第百二十九条の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第二号に適合するものにあっては令第百二十九条の七第一号の規定、第三号に適合するものにあっては令第百二十九条の七第一号及び第百二十九条の九の規定、第四号又は第五号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

イ　かごは、平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一に定める構造方法を用いるものとすること。この場合において、同告示第一第一号中「令第百二十九条の六第四号に規定する開口部」とあるのは「非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができるかごの壁又は囲いに設ける開口部」と、第二号中「、かご内」とあるのは「、かぎを用いなければかご内」と読み替えるものとする。

ロ　次のいずれかに適合するものとすること。

(1)　常用の電源が絶たれた場合においても、制御器を操作することによってかごを昇降させることができるものであること。

(2)　手動でかごを昇降させることができるものであること。

二　昇降路の壁又は囲いの一部を有しないエレベーター　令第百二十九条の六、第百二十九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号、第百二十九条の九並びに第百二十九条の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあっては令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあっては令第百二十九条の九の規定、第四号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第二号の規定は、それぞれ適用しない。